

奥多摩町職員の懲戒処分に関する指針

奥総第 71 号
令和8年10月1日制定

第1 基本事項

1 目的

職員は、町民の信頼に応えるため、勤務時間内外を問わず誠実かつ公正に職務を遂行することが求められている。そのためには、職員一人ひとりが全体の奉仕者としての責任を強く自覚し、高い倫理観を持って行動することが必要である。

本指針は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)及び奥多摩町職員の懲戒に関する条例(昭和30年条例第18号。以下「条例」という。)に基づき、懲戒処分等に関する透明性、公正性を確保しつつ、非違行為に対して厳正に対処することを示すとともに、職員に公務員としての自覚を喚起し、不祥事防止を図ることを目的とする。

2 処分量定

本指針では、非違行為の代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な処分の量定を示すものであり、具体的な量定決定に当たっては

- ① 非違行為の動機、態様及び結果
- ② 故意又は過失の度合い
- ③ 非違行為を行った職員の職責及び職責の評価
- ④ 他の職員及び社会に与える影響
- ⑤ 過去における非違行為の有無

等のほか、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等を含めて総合的に考慮し、別表に掲げる懲戒処分の対象となる非違行為及び当該非違行為に係る標準的な事例(以下「標準例」という。)を参考にして、適正に判断するものとする。なお、個別事案の内容、状況等に応じて標準例に掲げる量定以外とすることもある。また、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては標準例に掲げる取扱いを参考に判断する。

第2 懲戒処分等の種類

1 懲戒処分

- (1) 戒告 非違行為の責任を確認させ、その将来を戒める処分
- (2) 減給 1日以上6月以下の間、給料及び地域手当の合計額の3分の1以下に相当する額を当該合計額から減ずる処分
(ただし、非違行為の内容により、5分の1又は10分の1の減額率を適用)
- (3) 停職 身分を確保したまま、1日以上6月以下の間、職務に従事させない処分
- (4) 免職 職員としての身分を失わせる処分

2 監督、指導上の措置

懲戒処分には該当しないが、自己の行為に対しての責任や管理監督責任を自覚させ、将来を戒めて、職務遂行に対する姿勢の改善、意識向上等を目的として行う訓告、厳重注意、口頭注意を監督、指導上の措置とする。

第3 非違行為の報告

非違行為を起こした職員は、遅滞なく事件の内容等について町へ報告しなければならない。また、事件発覚前に報告を行ったか否かが、処分量定の決定において考慮されるものである。

第4 内部通報及び告発

非違行為の事実を内部機関に通報した職員は、通報したことにより、いかなる不利益も受けないものとする。

第5 懲戒処分等の公表基準

奥多摩町長が法及び条例に基づき、職員の懲戒処分等を行った場合は、下記の基準により公表する。

1 公表基準

- (1) 法及び条例に基づく懲戒処分(免職、停職、減給又は戒告)を行った場合
- (2) 特に社会に及ぼす影響の著しい事案

2 公表の例外

公表により被害者又はその関係者(以下「被害者等」という。)が特定される可能性が大きいなど、被害者等の人権に十分配慮する必要がある場合などは公表しない。

3 公表の内容

公表する内容は、原則として以下のとおりとする。

- (1) 発生年月日
- (2) 職種
- (3) 年齢及び性別
- (4) 処分事案の概要
- (5) 処分内容
- (6) 処分年月日

ただし、免職を行った場合、又は特に社会に及ぼす影響の著しい事案については、所属、職名及び氏名等の個人情報公開する場合がある。

4 公表の時期及び方法

- (1) 懲戒処分を行った後、速やかに行う。
- (2) 公表は資料提供等により行う。

ただし、軽微な事案については、一定期間ごとに一括して公表しても差し支えないものとする。

5 その他

この指針は、令和8年10月1日から適用する。

別表(標準例)

非違行為の種類		事由	懲戒処分の種類
一般 服務 関係	欠勤、遅参、早退、勤務 態度不良	正当な理由のない欠勤(遅参・早退含む)や 勤務時間中に職務を怠り、公務の運営に支 障を生じさせた場合	日数、態様などによ り免職、停職、減給 又は戒告
		(欠勤) ア 正当な理由がなく過去1年間に3日以上 10日未満の間勤務を欠いた場合	減給又は戒告
		イ 正当な理由がなく過去1年間に10日以 上21日未満の間勤務を欠いた場合	停職又は減給
		ウ 正当な理由がなく引き続き概ね3週間以 上の間勤務を欠いた場合	免職又は停職
		(遅参・早退) 勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務 を欠いた職員については、当該遅参等の時 間数を日数換算の上、欠勤の例による。	免職、停職、減給又 は戒告
		(勤務態度不良) 勤務時間中に職場を離脱等して職務を怠 り、公務の運営に支障を生じさせた場合	停職、減給又は戒 告
	休暇の虚偽申請	病気休暇又は特別休暇について虚偽の申 請をした場合	停職、減給又は戒 告
	職場内秩序びん乱	暴行・暴言により職場の秩序を乱した場合	停職、減給又は戒 告
	公文書偽造、私文書偽 造等	公文書若しくは私文書を偽造し、若しくは変 造し、又は偽造若しくは変造された文書を 行使した場合	免職又は停職
一般 事務 関係	不適切な事務処理	故意又は重大な過失により適切な事務処理 を怠り、又は虚偽の事務処理を行い、公務 の運営に重大な支障を生じさせた場合	停職又は減給
	虚偽報告	事実をねつ造して虚偽の報告を行った場合	停職、減給又は戒 告
	収賄及び供応等	賄賂を収受した場合や、職務に利害関係の ある者から利益や便益の供与(社会通念上	免職、停職、減給又 は戒告

		許される範囲のものを除く。)を受けた場合	
入札談合等に関与する行為	町が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った場合		免職又は停職
違法な職員団体活動	地方公務員法第37条第1項の規定に違反して、同盟罷業等の怠業的行為をした場合、又はその行為を企てる等をした場合		免職、停職、減給又は戒告
秘密漏えい	故意に職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合		免職又は停職
個人の秘密情報の目的外収集	その職権を濫用して、専ら職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する文書等を収集した場合		減給又は戒告
個人情報の盗難、紛失又は流出	過失により個人情報を盗まれ、紛失し、又は流出させ、公務の運営に支障を生じさせた場合		減給又は戒告
個人情報の不当利用	職務上知ることのできた個人情報を自己の利益のために利用する等、不当な目的で利用した場合		免職、停職又は減給
政治的目的を有する文書の配布	政治的目的を有する文書を配布した場合		戒告
営利企業等の従事	許可なく営利企業等に従事した場合		停職、減給又は戒告
セクシュアル・ハラスメント (他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動)	上司・部下等の関係に基づく影響力を用いて、強いて性的関係若しくはわいせつな行為をした場合や、相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、身体的接触等を行った場合		免職、停職、減給又は戒告
パワー・ハラスメント(職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範	パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた場合		停職、減給又は戒告
	パワー・ハラスメントを行ったことについて指		停職又は減給

	囲を超える言動であって、職員に精神的又は身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなもの)	導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した場合	
		パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた場合	免職、停職又は減給
公金 公物の取 扱い 関係	横領、窃取、詐取	公金又は公物の横領、窃取又は詐取した場合	免職
	紛失、盗難、損壊、出火、爆発	重大な過失又は故意により公金や公物を紛失、盗難、損壊した場合又は公物の出火、爆発を引き起こした場合	減給又は戒告
	諸給与の違法支払、不適正受給	故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した場合及び故意に虚偽の届け出等により諸給与を不適正に受給した場合	停職、減給又は戒告
	公金・公物処理不適正	自己保管中の公金の流用等、公金又は公物の不適正な処理をした場合	停職、減給又は戒告
	コンピュータの不適正使用、システムの損壊、情報漏えい等	職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務運営に支障を生じさせた場合	免職、停職、減給又は戒告
		コンピュータシステム又は情報資産を故意に損壊、改ざん又は情報を漏えいした場合	免職、停職又は減給
公務 外の 非行 関係	放火、殺人、傷害等	放火、殺人、傷害又は暴行・けんかをした場合	免職、停職、減給又は戒告
	器物損壊	故意に他人の物を損壊した場合	停職、減給又は戒告
	横領、窃取、詐取等	横領、窃取、詐取又は恐喝等をした場合	免職又は停職
	賭博	賭博をした場合	停職、減給又は戒告
		常習として賭博をした場合	免職又は停職
	麻薬・覚せい剤等の所持又は使用	麻薬・覚せい剤等を所持又は使用した場合	免職
	危険ドラッグの所持又は使用	危険ドラッグ(医薬品医療機器等法又は東京都薬物の濫用防止に関する条例により指定されている薬物)を所持又は使用した場合	免職又は停職

	酩酊による粗野な言動等	酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした場合	停職、減給又は戒告
	淫行	18歳未満の者に対して淫行した場合	免職又は停職
	痴漢行為	痴漢行為をした場合	免職、停職又は減給
	ストーカー行為	ストーカー行為をした場合	免職又は停職
交通違反・交通事故関係	飲酒運転	酒酔い運転又は酒気帯び運転で交通事故(人身事故を伴うもの)を起こした場合	免職又は停職
	飲酒運転以外での交通事故	酒酔い運転をした場合	免職又は停職
		酒気帯び運転をした場合	免職、停職又は減給
		飲酒運転になるおそれがあることを知りながら、酒酔い運転又は酒気帯び運転をした者に車両又は酒類を提供した場合	免職又は停職
		飲酒運転であることを知りながら、酒酔い運転又は酒気帯び運転をした者の車両に同乗した場合	免職又は停職
		飲酒運転以外での交通事故(人身事故を伴うもの)を起こした場合	職員の過失、相手方の被害程度などにより処分を決定
監督責任関係	交通法規違反	著しい速度超過等の悪質な違反	免職、停職、減給又は戒告
	指導監督不適正	部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いた場合	減給又は戒告
	非行の隠ぺい、黙認	部下職員の非行行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した場合	停職又は減給